沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業補助金交付要綱

制定　令和８年３月 31 日

（趣旨）

第１条　知事は、園芸作物の生産性向上を図るため、農業者、農業協同組合又は農業者の組織する団体が行う事業に要する経費及び農業者、農業協同組合又は農業者の組織する団体が行う事業について、予算の範囲内において、沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付は、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の対象事業、経費及び補助率等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の対象となる経費、補助率及び取組主体は、別表に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は、毎年度知事が定める日までに沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業補助金交付申請書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第４条　知事は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第５条　補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第７条の規定に基づき補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更申請）

第６条　補助事業者は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業補助金変更等承認申請書（第２号様式）を知事に提出して事前に承認を受けなければならない。

（事業の着手及び完了報告）

第７条　補助事業者は、工事又は機械購入を伴う補助事業については、補助金交付決定通知を受けた場合は遅滞なく着手し、着手後速やかに沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業着手報告書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助金交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ市町村長又は知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業に関する交付決定前着手届（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項に規定する工事又は機械購入が完了したときは、速やかに沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業完了報告書（第３号様式に準ずる。）を知事に提出しなければならない。

（事業遅延の報告）

第８条　補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号の定めるところにより、知事の承認等を受けなければならない。

（１）補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるときは、沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業予定期間延長承認申請書（第５号様式）を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けること。

（２）補助事業の遂行が困難となったときは、その理由及び遂行状況を記載した書面を知事に提出し、知事の指示を受けること。

（概算払の請求）

第９条　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、沖縄県生産性向上スマート農

業機械導入支援事業に係る補助金の概算払請求書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第 10 条　補助事業者は、規則第 10 条の規定に基づき知事が報告を求めたときは、沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業遂行状況報告書（第７号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条　補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の２月 28 日のいずれかの早い期日までに、沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業実績報告書（第８号様式）を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 条　知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

３　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 13 条　知事は、別表に掲げる補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（４）交付決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合は、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

４　第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第３項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条　補助事業者は、第 12 条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書（第９号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（証拠書類等の保管）

第 15 条　補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を有する場合においては、取得財産等管理台帳（第 10 号様式）その他の関係書類を整備保管しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 11 条に定める実績報告書に取得財産等明細表（第 11 号様式）を添付しなければならない。

（財産の管理等）

第 16 条　補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第 17 条　補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が１件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認

を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限を適用しない場合）

第 18 条　前条第１項に定める取得財産等は、次に掲げる場合、財産処分の制限を適用しない。

（１）補助事業者が、補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合

（２）補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数の期間を経過した場合

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条、第６条及び第 13 条関係）

補助事業	経費	補助率	事業実施主体	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
Ⅰ　生産性向上スマート農業機械導入支援事業	１　事業費 　生産性向上スマート農業機械導入支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 機械整備事業 　果樹、野菜、花きの生産性向上を図る産地形成を推進するためのスマート農業機械整備に要する経費	事業費の８／10 以内	農業者、農業協同組合、農業者が組織する団体	１　事業実施主体における事業費の 20%を越える減 ２　事業実施主体における事業費の増	１　補助事業の中止又は廃止 ２　事業実施主体の変更